

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成22年6月23日(水)

開会 13時30分

閉会 14時25分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、丹保健一委員、竹下讓委員、向井正治教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室副室長 吉間禎夫

人材政策室主幹 松本忠 人材政策室主幹 花岡みどり

学校教育分野

高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室副室長 加藤幸弘 高校教育室指導主事 森典英

高校教育室指導主事 天野智裕

特別支援教育室長 浅生篤 特別支援教育室副室長 東直也

特別支援教育室指導主事 伊達隆

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第20号 職員の人事異動について	原案可決
議案第21号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第22号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 平成23年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況について
報告2 平成23年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

7 審議の概要

・開会宣告

牛場まり子委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成22年6月4日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

竹下委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 20 号が人事案件のため、議案第 21 号が意思形成過程のため非公開で審議することを承認する。
会議の進行は、公開の議案第 22 号を審議し、報告 1、報告 2 の後、非公開の議案第 21 号、議案第 20 号の順とすることを確認する。

・審議内容

議案第 22 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（高校教育室長説明）

議案第 22 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 6 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長 提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により、教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

次の 1 ページが規則案、2 ページが規則案の要綱、3 ページが新旧対照表でございます。改正理由としましては、2 ページの規則案要綱にありますように、学校教育法施行規則の一部が改正されたこと。平成 22 年 4 月 1 日施行でございます。平成 18 年 4 月 1 日に施行された学校教育法施行規則に対応することの 2 点でございます。

では、改正内容について説明させていただきます。まず、第 28 条第 3 項にかかる改正について説明いたします。第 28 条第 3 項は、外国への留学にかかる単位修得の認定について示しています。平成 22 年 3 月 24 日公布の学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、外国の高等学校における履修を日本の高等学校における履修とみなす単位の修得と認定することができる上限が、30 単位から 36 単位に引き上げられ平成 22 年 4 月 1 日から施行されております。このことに対応し、第 28 条第 3 項中の「30」を「36」に改めます。

次に、第 34 条第 4 項第 2 号にかかる改正について説明いたします。第 34 条第 4 項は、学校外の学習にかかる単位の認定について示しております。実用英語検定等一定の要件を満たす知識、技能審査に合格した場合には、その合格にかかる学習について当該生徒の在学する高等学校の科目の履修とみなし、単位を与えることができるとなっております。それに加え、合格、不合格の形式に限定されずに、受験者の知識、技能の程度を判定する、例えば、TOFEL 及び TOEIC 等の審査において、相当程度の成果を修めた学習についても単位認定ができるように、平成 18 年 3 月 30 日公布の学校教育法施行規則の一部を改正する省令で改正され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されております。このことに対応し、第 34 条第 4 項第 2 号中の「定めるものの合格に係る」を、「定めるものに係る」に改めます。

以上でございます。

学校教育分野総括室長

一言すいません。今、気づいてしまったことなのですが、改正案で「30」を「36」にと書いてあるんですけど、30 は数字だけなので、「30 単位」を「36 単位」にしたほうが法令的には美しいと思いますので、そのように改めてお願いします。

【質疑】

委員長

議案第 22 号はいかがでしょうか。

竹下委員

説明があったのかも分からないんですが、外国で履修した場合のみなんですか。先ほどの説明では TOEIC なんかである程度点数とってれば、この 36 単位を認めてもいいというような説明に私には聞こえたんですけども、それは違うんですか。外国のみですか。

高校教育室長

2 つに分かれていまして、30 単位を 36 単位にというのは、外国への留学のみでございます。

竹下委員

それから、TOEIC とかで点数とった場合は。

高校教育室長

それはですね、学校外の学習に係る単位の認定ということです。

竹下委員

学校外の学習になるんですか。

高校教育室長

学校のいわゆる教育課程以外、文部科学省が定めるところのものでございますので別のものです。

竹下委員

それは今回は関係ない。

高校教育室長

今までは資格に合格したら増単位を認めるということだったんですが、例えば、TOEIC などは合格というのではございませんでして、点数で出てくるようになっていきます。一定のところを満たしておれば、それを増単位にするということでございます。

竹下委員

それは改正内容の(2)のほう。

高校教育室長

はい、そうでございます。だから、合格とかそういうものではございませんので、合格という言葉を外したいと。

竹下委員

ということは、TOEIC である程度の点数を取っていれば、36 単位までは認めてもらえるということ。

高校教育室長

36 単位は別のことでございまして。

竹下委員

何単位認めてもらえるの。

高校教育室長

それはですね、学校によって、例えば、TOEIC の場合であれば、英語の単位にどれだけかプラス。基準は示しているんですけども、具体的に何単位というのは、各学校の状況に応じて定めるといふようになっております。

竹下委員

単位は全然限定してないの。何単位から何単位ぐらいまでということは決めてない。例えば、高校の1、2、3年生全部をこの TOEIC の点数で補充するというか、その代わりにするということは、学校によってしようと思えばできるんですか。

学校の授業を受けなくて、TOEIC でいい点数というより英語ができれば、それで学校の授業を受ける必要はないということを学校が認めることも可能なんですか。

高校教育室長

あくまでも増単位ということございまして、学校でする分については、それは必要であります。

竹下委員

外国に留学している場合、外国で履修してきたものについては、こちらの授業を受けなくてもいい。

高校教育室長

それは留学でございますので、両方一緒のように説明してしまいましたが、全く別のものございまして、留学で単位は認められるということでございます。

竹下委員

増単位というのは何のために増単位するんですか。卒業の要件とは関係ないんでしょう。

副教育長

増単位というのは、その生徒の学習意欲を上げると。これだけ取ってきたよということで、入社試験とかあるいは推薦の試験とかで面接で言えると、これだけ私は勉強してきましたということの学習成果を認定してもらいたい人にとっての増単位でございます。

委員長

プラスアルファをつけてもらおう。

副教育長

70 単位という卒業要件があって、70 単位よりもどれだけ上乗せできるかということなんですね。それは自分の学習意欲によって上乗せできますから、その点、生徒さんの調査書なり推薦書を見て、この子はよく勉強しているなということで評価される場合もあるし、自分自信にとっても励みになる。

委員長

それは数字では表せない。

副教育長

数字で表せます。それが増単位です。

委員長

それはどんな数字で。

副教育長

2単位とか3単位とかで、70単位なら70単位よりいくつ積んでもいいわけなんですけども、その授業でどれだけ増単位ができるかというのは、学校の学年制の中ではなかなか難しいということ。

竹下委員

ちょっと自分の頭の中にない概念ですので。

副教育長

増単位。だから、大学でこれだけの卒業の単位数があれば卒業要件ですというのがありますね。それに対して、自分ももっと勉強したいからということで単位取りますね。それが増単位になるんです。それは何のためといたら、自分のためであり、自分が勉強したいという意欲を持ってやれるのと、それから、卒業したときに何らかの形で有利になるんじゃないかと、進路のところ。その2点になるわけです。

竹下委員

大学のときはね。高校のときも単位数何単位取ったかということは。

副教育長

出します。

竹下委員

出すんですか。点数だけではなくて、英語はこれだけできます。ここがこれだけできますというだけではなくて。

副教育長

例えば、4単位取りましたという数字が出てくるわけです。修得単位数が出るわけです。成績証明書とはまた別なんです。

竹下委員

そういうのが、例えば、就職のときなんかで有利に働く場合もあるんですか。

副教育長

相手先によっては。

竹下委員

現実にそういうのはある。

高校教育室長

例えばでございますけども、以前からある測量士、測量士補は比較的取りやすいんですけども、測量士はなかなか高校生で取得するのは難しいと言われておりますけども、例えば、測量士を取った場合は、測量等の科目に一応標準として3単位プラスできます。ですから、そういう関係のところへ就職する場合は、その部分の数字が多いということであれば、評価していただけると思います。

竹下委員

測量士の資格取ってくれば、資格としてこういうものを取ったとか、TOEICでこれだけの点数を取りますとか、そういうのが卒業のときに明記するような形ならば、有効に働くだらうと思うんですけども、単位としてこれだけ単位が多いですよというようなことは、例えば、企業に入社するときかなにか効果があるのかなという気がするので聞いたんですけどね。現実はかなり単位数というのは重視されるんですか。

学校教育分野総括室長

大学もそうなんですけども、卒業なら124単位が基準。それでも150単位も取ってる。それが別の資格試験の修得しなければいけない単位数を大学の授業の他に持っている場合などは、卒業時に直ちに試験を受けられるわけではないけれども、一定の実務経験をすると大学の単位と合わせて資格になるとかいうときには、その資格の基礎的な要件としては単位数が売りになる場合は、大学の場合には有効になります。

副教育長

実際、工業高校でも、先ほど齋藤室長が言ったように、何かの資格を取ったら、それを増単位で認めていくということはないことはないんですね。松阪工業もそうですし。

竹下委員

そうなれば、例えばTOEICで何点とか、英検1級を取ったとか、これも英語ですからね、そういうのは明記するんですか、卒業するときの単位を書くときに、こういう資格、高校時代に取りましたよということを明記する。

副教育長

資格取得と単位とを同時に証明してくださいと言う場合、書く場合もありますね。この何単位という横へ、手書きになります。要は、学校で決めているものであれば、みんな印刷物になっていますけども、その他科目というような格好になっている場合もあるし、あるいは、工業の科目に入っているかも分からないし、農業の科目に入っているかも分からない。測量士という資格を取ったので、その他科目で何かに位置付けて、それで3単位と書く。そこの下に書く場合もある。

委員長

就職で履歴書を持ってきたときに取っているということを書いてありますね。それはやはり海外との取引がありますと、どうしてもやはりそちらへ目が行きますよね。

副教育長

ただ、増単位を積極的に評価するかどうかというのは。

委員長

それは考えます。

竹下委員

資格をむしろ必ず明記するとかいうふうにしたら。

副教育長

資格だけじゃないもんですから。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

・審議事項

報告1 平成23年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況について（公開）

（人材政策室長説明）

報告1 平成23年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況について 平成23年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について、別紙のとおり報告する。平成22年6月23日提出 三重県教育委員会事務局 人材政策室長

1ページをお開けください。1ページなんですけど、平成23年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況ということで表にさせていただきます。表の中ほどを見ていただきますと、合計ということで欄を設けてございまして、その合計の上の部分が小学校とか校種別の内訳です。合計の下の部分が選考別の内訳です。合計を見ていただきますと、採用見込数が520名ということで募集をしましたところ、申込者ですが、3,252名、前年度比でいきますと、409名の増となっております。率にして14.4%ということですよ。

それで、校種別に見ていただきますと、小学校210名に対して958名、中学校が976名、高校も900名台ということで、前年対比、人数でいきますと、高等学校のところが一番多くの増、それから、率でいきますと、特別支援学校が63.6%の前年度対比で増ということでございます。

合計の下の選考別を見ていただきますと、一般選考が2,684名ということで、昨年度に比べてこのところが約200名増えています。

それから、障がい者特別選考は教育委員会全体として障がい者雇用率というのがまだまだ不十分な中ですが、少し残念ながら昨年度より申込状況が少なかったということでございます。

それから、スポーツ特別選考ですが、昨年度のちょうど倍でございます。ちょっと見にくいんですが、表の下の参考のところの3つ目です。スポーツ特別選考につきましては、昨年度までは年齢要件が30歳未満だったんですが、今回から40歳未満ということもあって増えたのかなと思っております。

それから、社会人特別選考[]、[]というのと、新たにその下の教職経験者特別選考[]ということでこの区分を新たに設けてございます。

最後の教職経験者特別選考[]というのでも100名以上増えてございます。この一番下のところを見ていただきますと、教職経験者を対象とした特別選考[]というのは、実質年齢要件を撤廃したということで、昨年度まででしたら40歳未満という制限がございましたが、こういった部分もあって増えたのかなと思っております。

表の右のほうは昨年度実施の平成22年度採用試験の申込者数と合格数を書かせていただきました。その隣に倍率とありますが、これは申込者数を合格者数で単純に割った部分でございますので、実際には受験者が申込者数よりも若干少ないですので、受験倍率はこれより少なくなるということでございます。

それから、表の欄外の一冊下に書かせてもらいましたが、この数字は6月21日現在の数で、若干だとは思いますが、申込要件等の確認作業により、この人数、あるいは内訳等が若干変動することがございます。

2ページは校種別・教科別の申込状況ということで、一番下を見ていただきますと、先ほど申し上げまし

た見込数約 520 名に対して申込合計が 3,252 名ということで、その内訳を中学校、高校、特別支援学校の教科別に掲げさせていただきました。申込状況については以上でございます。よろしくお願ひします。

【質疑】

委員長

報告 1 はいかがでしょうか。

丹保委員

小学校はあんまり変化がないんですが、中学校が若干増えているとか、そういう意味では少し変化があると思いますね。これを見ると、教職経験者を対象とした特別選考の[]が、[]ももちろん新設ですから、[]もそうですが、非常に増えているということですかね。これ[]と[]ってどういう区別でしたか。

人材政策室長

教職経験者特別選考[]というのが、国公立学校の教職経験者として3年以上正規の教諭等として勤務された者という区分で、新たに区分を設けさせていただいたものです。その下の[]は、要件としては昨年度からの区分で、県内の公立学校で常勤講師の経験、ただ、その経験が過去5年のうち、36月以上、非常勤を除く期間ということで、そういう常勤講師である方を対象としたものでございます。ただ、この部分も昨年度までは年齢区分は40歳だったんですが、そこを60歳未満ということにさせていただきました。

竹下委員

今のちょっと理解できないのですが、選考[]のほうは直近3年、直近の3年以上というか、今、受験前の3年間、教諭をやっていたということですか。

人材政策室副室長

[]のほうは特に過去5年とか制限はございません。経歴の中で3年以上正規の職にあればいいということとです。

竹下委員

正規の職が教諭ということであればいいということとです。

人材政策室副室長

正規の職が教諭、養護教諭、栄養教諭等ということで、[]のほうの常勤講師は直近の5年間の中でトータルで36月、3年の経験を有すればいいというものです。

竹下委員

これは全員36ヶ月必要ですか。[]のほうは。

人材政策室副室長

もっと長い方ももちろんいますけど、最低36ヶ月以上です。

竹下委員

最低36ヶ月以上。それで、今年は40歳以上も受験できるようになったということで、常識的に考えれば、それだけ講師として採用されている人というのは、先生としては非常にできるというか、というふうに考えていいんですか。私なんかの感覚ではそうなるんですけども。それだけ長く使ってもらってるというか、40歳までね、あるいは45歳まで講師として使ってもらっているということは、必ずしもそうではない。

人材政策室副室長

必ずしもイコールではない場合もあると思います。ただ、やはり講師を任用するにあたって、書類選考したり面接等実施して任用しておりますので、そこで選考はされています。現実的にはある面、教科指導とかは非常に優れているけれども、例えば、担任指導とか生徒指導の面ではどうかというようなことは多少あるかとは思いますが。

丹保委員

今、講師が足りないときがあるんですね。講師が足りなくて困ってる部分があるんですね。そうすると、ややちょっとと思っている方もお願いせざるを得ないというの、苦しい状況はあるんじゃないかと推測します。

竹下委員

社会人特別選考のほうの[]と[]がどういうのかちょっと分からなかったんですが。上の[]と[]の部分をもう一度説明してもらえませんか。

人材政策室長

社会人特別選考の[]につきましては、今回、福祉で募集しておりますけども、当該教科の教育職員免許状を有しない人で、民間企業、あるいは官公庁に継続して5年以上常勤の職として従事し、介護福祉士の資格を現に有していることという条件です。これは昨年度までは申込時点で従事しているということも必要でした。[]のほうは受験する校種・教科の一般選考と同じで、該当の教育職員免許状を有する人で、民間企業等で5年以上常勤の職として勤務していると、そういう区分でございます。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議内容

報告2 平成23年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について（公開）

（高校教育室長説明）

報告2 平成23年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について 平成23年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について、別紙のとおり報告する。平成22年6月23日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育室長 特別支援教育室長

日程について報告する前に、本県の高等学校入学者選抜の制度について簡単に確認させていただきます。お配りしてあるリーフレット、この緑のものになります。「県立高等学校を目指すあなたへ」を開けていただきましてご覧ください。このリーフレットは現中学校3年生に今春、配布したものでございます。本県では平成20年度選抜から前期選抜と後期選抜による入学者選抜を実施しています。前期選抜は主として受検者の目的意識や意欲を評価する選抜であり、希望する高等学校が面接や作文を中心に、自校の特色に合わせて指定した検査によって実施します。したがって、芸術や体育等に関する学科では実技検査も実施します。一方、後期選抜は5教科の学力検査によって中学校での学習の成果を評価する選抜でございます。

選抜の日程については、中学校や高等学校等が年間計画を立てる必要から、左ページ下にありますように、検査日と合格発表日については、既に予定として出していますが、今回、入学願書等の受付期間等を含め、すべて正式に策定いたしますのでご報告いたします。

資料1ページをご覧ください。前期選抜については、連携型中高一貫教育の方の選抜や中途退学者等を対象とした特別選抜も併せて実施しており、検査を2月7日月曜日、8日火曜日、合格内定通知を2月14日月曜日に行います。後期選抜は検査を3月10日木曜日を実施、合格者発表を3月17日木曜日に行います。後期選抜で欠席した者を対象とした追検査、及び合格者が入学定員に満たなかった高等学校において実施する再募集は、3月23日水曜日を実施し、合格者発表を3月25日金曜日に行います。

また、夜間定時制課程では、再募集実施後に合格者が入学定員に満たなかった場合に、追加募集を実施し、検査を3月29日火曜日に、合格者発表を3月30日水曜日に行います。

次に、通信制課程については、前期選抜と後期選抜を全日制課程及び定時制課程と同様の日程で実施しますが、再募集については例年どおり4月初旬とし、検査を4月3日日曜日を実施いたします。これらの選抜の実施に伴う入学願書受付期間や手続き等の日程を資料のように策定いたしました。なお、以上の日程につきましては、検査日と合格発表日との間隔や曜日等を考慮した結果、すべての日程が昨年度より1日前倒しになった形となっており、そういう点で大きな変更はございません。平成23年度三重県立高等学校入学者選抜に関する日程については以上でございます。

続いて、平成23年度三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について、報告者を替えて説明します。

（特別支援教育室長説明）

それでは、続きまして三重県立特別支援学校の入学者選考実施日程をご説明申し上げます。同じく資料1の一番下の表をご覧くださいませでしょうか。三重県立特別支援学校の選考日、2回設定をさせていただいております。まず、左側の選考についてでございますが、この選考につきましては、高等学校の前期選抜と日程を合わせまして、2月8日に選考を行います。なお、出願期間につきましては、表にありますとおり、1月26日水曜日から1月31日月曜日まででございます。合格の発表につきましては、2月14日に本人宛に郵送により通知を行います。また、再募集につきましては、右側の表でございます。この選考の選考日は3月10日木曜日といたします。同じく出願期間は2月22日火曜日から2月25日金曜日までといたします。合格発表は3月14日月曜日に同じく本人宛に郵送により通知を行います。

なお、これらに先立ちまして欄外の 印でございますが、特別支援学校におきましては選考という形を取っております関係から、1月28日までに必ず出願を希望していただきます学校に出向いていただきまして、教育相談を行っていただくということをお願いしております。これは生徒が学校環境に慣れていただくことと、障がいの特性を把握をさせていただくということから実施をさせていただくものでございます。

以上が、平成23年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程、並びに三重県立特別支援学校入学者選考実施日程についての報告でございます。以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議内容

議案第21号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第20号 職員の人事異動について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。